

2022（令和4）年3月

# 任意後見制度の 概要と組み立て

---

公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート  
静岡支部 **山竹葉子**

## ○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

## ○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

## ○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

## ○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

## ○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

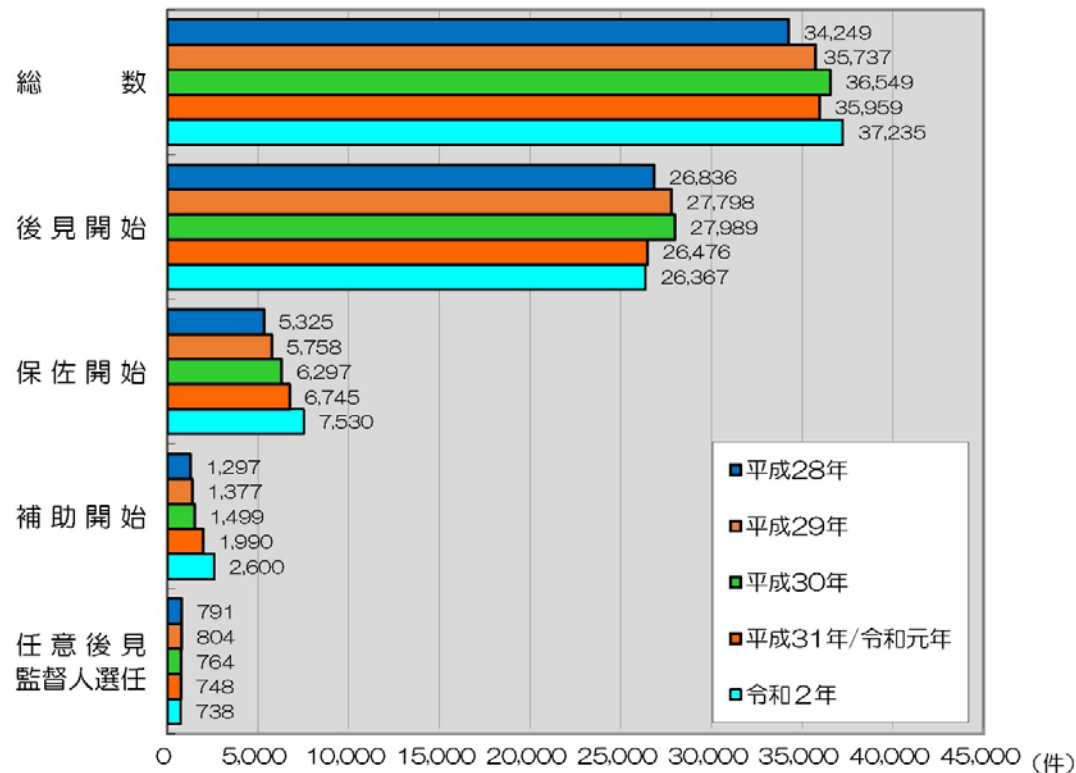
# 第二期基本計画の工程表とKPI

出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ概要  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000871257.pdf>

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
		全国で適切に実施する方策の検討		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施	
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			

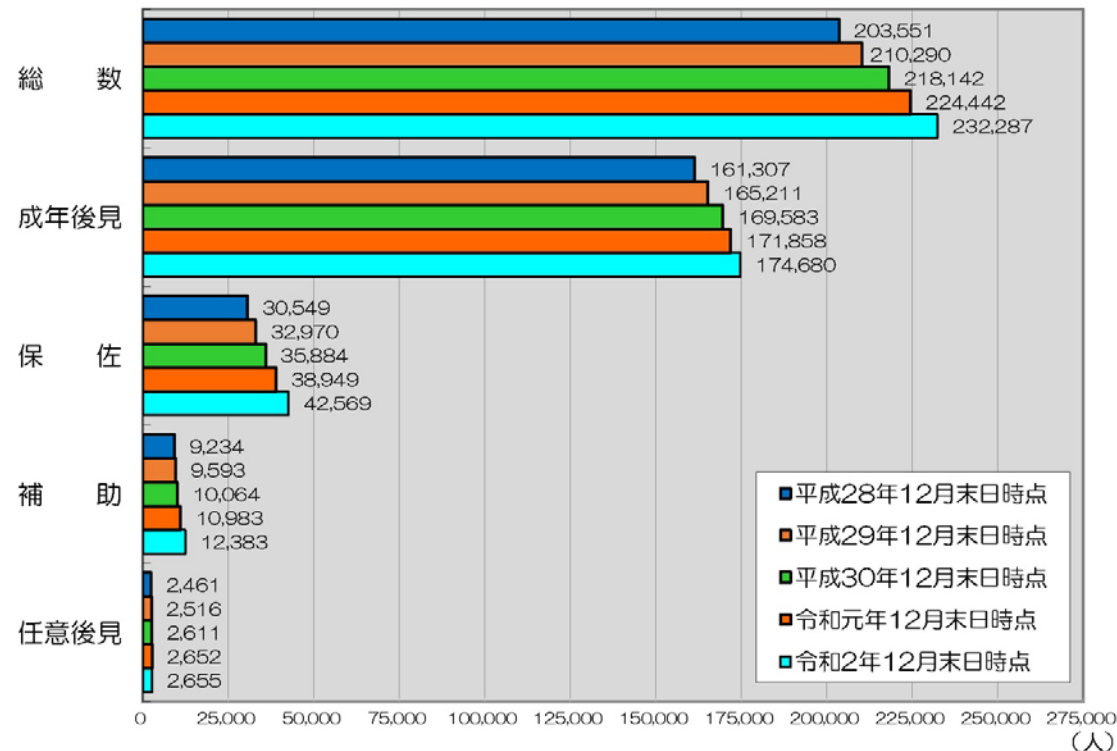
# 成年後見関係事件の概況 - 令和2年1月～12月 -

## ＜過去5年における申立件数の推移＞



(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

## ＜成年後見制度の利用者の推移＞



(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。



# 成年後見制度 成年後見登記制度

## 自分のためにみんなの安心 成年後見制度

### Q1 成年後見制度とは、どんな制度ですか？

**A** 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。



保護と支援



### Q2 法定後見制度と任意後見制度にはどのような違いがありますか？

**A** 法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決められるという違いがあります。そのほかの主な違いは、次の表のとおりです。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度（本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。）	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要	①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える内容の契約（任意後見契約）を締結 →この契約は、公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立て
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方（注1）
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注2）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任	全件で選任

(注1) 本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要です。ただし、本人が意思を表示することができないときは必要ありません。  
 (注2) 後見監督人等＝任意後見制度における任意後見監督人  
 法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人

# 成年後見制度 成年後見登記制度

## Q9 任意後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



## Q10 任意後見人はいつから委任された事務を始めるのですか？



**A** 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。任意後見人は、この時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。  
 なお、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます。

## Q11 任意後見監督人の役割は何ですか？



**A** 任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督することです。また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行うときに、任意後見監督人が本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

## Q12 任意後見監督人にはどのような人が選ばれるのでしょうか？



**A** 任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、その役割等から、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。なお、任意後見人となる方や、その近い親族（任意後見人となる方の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）等は任意後見監督人にはなれません。

### 任意後見監督人 選任事例



- ① 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状
- ② 任意後見人：長女
- ③ 任意後見監督人：弁護士

本人は、記憶力や体力に衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、できる限り自宅生活を続けたといった生活に関する希望などを伝えた上で、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状も現れました。そのため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判を申し立て、家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。  
 長女は、任意後見人として、事前に把握していた本人の意向を尊重し、本人が在宅で福祉サービスを受けられるようにしました。



# 任意後見契約 登記事項証明書 サンプル

## 証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

【4】登記事項証明書 【任意後見契約】  
(任意後見監督人が選任される前の場合 (任意後見契約の効力が生じていない場合))

登 記 事 項 証 明 書

任意後見

任意後見契約

【公証人の所属】 東京法務局  
【公証人の氏名】 山田太郎  
【証書番号】 平成 28 年第××××号  
【作成年月日】 平成 28年 3月 14日  
【登記年月日】 平成 28年 3月 22日  
【登記番号】 第 2016-××××号

任意後見契約の本人

【氏 名】 任意太郎  
【生年月日】 昭和 20年 12月 29日  
【住 所】 東京都千代田区九段南 1丁目 1番 15号  
【本 籍】 東京都千代田区九段南 1丁目 2番地

任意後見受任者

【氏 名】 任意一郎  
【住 所】 東京都千代田区九段南 1丁目 1番 10号  
【代理権の範囲】 別紙目録記載のとおり

※ 任意後見契約は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます(任意後見契約に関する法律 2条 1号)。そのため、任意後見監督人が選任されるまで、任意後見受任者は任意後見契約での代理権を行使できません(任意後見人ではなく、任意後見受任者と表示されます。)

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 任意後見契約は、1個の契約につき一つの登記記録が作成されます。このため、数人の任意後見人がある場合に、代理権の共同行使の特約(後見登記等に関する法律 5条 5号)がないときは、任意後見人ごとに登記記録が作成されます(登記事項証明書も別々になります。)。公正証書が任意後見人ごとに作成された場合でも、1通で作成された場合でも、同様です。しかし、共同行使の特約がある場合、その任意後見契約は不可分で1個とされるため、登記記録も一つとなり、登記事項証明書上も任意後見人は連名で記載され、「代理権の共同行使の特約目録」が別紙として追加されます。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成 28年 3月 25日

東京法務局 登記官 法 務 太 郎



※ 実際の証明書では、用紙が数枚にわたる場合、最終頁に認証文のみの用紙が添付されます(3/3)。

[証明書番号] 2016-0100-00004 (1/3)

## 証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

【5】登記事項証明書 【任意後見契約】  
(任意後見監督人が選任された後の場合 (任意後見契約の効力が生じている場合))

登 記 事 項 証 明 書

任意後見

任意後見契約

【公証人の所属】 東京法務局  
【公証人の氏名】 山田太郎  
【証書番号】 平成 28 年第××××号  
【作成年月日】 平成 28年 3月 14日  
【登記年月日】 平成 28年 3月 22日  
【登記番号】 第 2016-××××号

任意後見契約の本人

【氏 名】 任意太郎  
【生年月日】 昭和 20年 12月 29日  
【住 所】 東京都千代田区九段南 1丁目 1番 15号  
【本 籍】 東京都千代田区九段南 1丁目 2番地

任意後見人

【氏 名】 任意一郎  
【住 所】 東京都千代田区九段南 1丁目 1番 10号  
【代理権の範囲】 別紙目録記載のとおり

任意後見監督人

【氏 名】 鈴木三郎  
【住 所】 東京都千代田区九段南 1丁目 1番 10号  
【選任の裁判確定日】 平成 29年 4月 7日  
【登記年月日】 平成 29年 4月 14日

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 任意後見契約が発効しても、本人の行為能力は制限されることなく、意思能力がある限り、有効な法律行為をすることができます。

※ 任意後見契約は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます(任意後見契約に関する法律 2条 1号)。任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者から任意後見人に表示が変更されます。任意後見契約での代理権を行使できます。

※ 任意後見契約は、1個の契約につき一つの登記記録が作成されます。このため、数人の任意後見人がある場合に、代理権の共同行使の特約(後見登記等に関する法律 5条 5号)がないときは、任意後見人ごとに登記記録が作成されます(登記事項証明書も別々になります。)。公正証書が任意後見人ごとに作成された場合でも、1通で作成された場合でも、同様です。しかし、共同行使の特約がある場合、その任意後見契約は不可分で1個とされるため、登記記録も一つとなり、登記事項証明書上も任意後見人は連名で記載され、「代理権の共同行使の特約目録」が別紙として追加されます。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成 29年 4月 18日

東京法務局 登記官 法 務 太 郎



※ 実際の証明書では、用紙が数枚にわたる場合、最終頁に認証文のみの用紙が添付されます(3/3)。

[証明書番号] 2017-0100-00005 (1/3)

# 成年後見制度 成年後見登記制度

## Q9 任意後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



## Q10 任意後見人はいつから委任された事務を始めるのですか？



**A** 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。任意後見人は、この時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。  
 なお、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます。

## Q11 任意後見監督人の役割は何ですか？



**A** 任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督することです。また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行うときに、任意後見監督人が本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

## Q12 任意後見監督人にはどのような人が選ばれるのでしょうか？



**A** 任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、その役割等から、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。なお、任意後見人となる方や、その近い親族（任意後見人となる方の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）等は任意後見監督人にはなれません。

### 任意後見監督人 選任事例



- ① 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状
- ② 任意後見人：長女
- ③ 任意後見監督人：弁護士

本人は、記憶力や体力に衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、できる限り自宅生活を続けたといった生活に関する希望などを伝えた上で、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状も現れました。そのため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判を申し立て、家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。

長女は、任意後見人として、事前に把握していた本人の意向を尊重し、本人が在宅で福祉サービスを受けられるようにしました。



では、任意後見制度の基本を確認した上で  
任意後見制度がわかりにくいと感じるのは何故か？



- ✓ 任意後見契約を締結しただけでは始まらないからではないか。
- ✓ 任意後見契約以外のほかの契約と組み合わせて利用されることが多いからではないか。

わかりにくいにもかかわらず、なぜ任意後見制度を広げていこうとするのか？



法定後見にはない利点があるからではないか。



では、その利点は何だと思えますか？

# 任意後見の最大の利点

## 自分のためにみんなの安心 成年後見制度

Q1 成年後見制度とは、どんな制度ですか？

A 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であつてもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあつてもそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。



保護と支援

### 成年後見制度

法定後見制度

後見 保佐 補助

任意後見制度

Q2 法定後見制度と任意後見制度にはどのような違いがありますか？

A 法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決められるという違いがあります。そのほかの主な違いは、次の表のとおりです。

自分で後見人を  
決めることができる・・・ということ

任意後見人にやってもらうことは、  
代理権目録に記載されるが・・・  
具体的に、  
代理権目録を見てみましょう

誰に、何を頼むか、自分で決められる

## 証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記事項証明書（別紙目録）

任意後見

### 代理権目録

#### 代理権目録

- 財産の管理・保存・処分等に関する事項
  - 甲に帰属するすべての財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金を除く。）並びにその果実の管理・保存
  - 上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更  
売却  
賃貸借契約の締結・変更・解除  
担保権の設定契約の締結・変更・解除
- 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項
  - 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続  
家賃・地代  
年金・障害手当金その他の社会保障給付
  - 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続  
家賃・地代  
公共料金  
保険料  
ローンの返済金
- 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
  - 生活費の送金
  - 日用品の購入その他日常生活に関する取引
  - 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
  - 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
  - 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
  - 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
  - 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
  - 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する異議申立て
- 医療に関する事項
  - 医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
  - 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

※ 代理権目録には、この目録の別紙として、財産目録や預貯金等目録が添付されることがあります。  
 ※ 代理行為の一部又は全部につき、任意後見契約の委任者（本人）又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、同意（承認）を要する特約目録が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記年月日 平成28年3月22日

【証明書番号】 2016-0100-00004 (2/3)

## 証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記事項証明書（別紙目録）

補助

### 代理行為目録

#### 代理行為目録

- 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分
- 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番〇号老人ホーム〇〇に関する賃貸借契約の締結・変更・解除
- 預貯金の管理（口座の開設・変更・解約・振込み・払戻し）
- 定期的な収入（家賃収入・年金等の受領）の管理
- 定期的な支出（ローン支払い、家賃支払い・病院費用等）の管理
- 実印・銀行印・印鑑登録カード等の保管に関する事項
- 介護契約等に関する事項
  - 介護サービスの利用契約
  - 老人ホームの入居契約
- 医療（病院等への入院等）契約の締結・変更・解除

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 代理権目録には、この目録の別紙として、財産目録や預貯金等目録が添付されることがあります。

比較として、  
補助の代理行為  
目録

登記年月日 平成29年1月20日

【証明書番号】 2017-0100-00003 (2/4)



## 任意後見契約を締結する

← この時間の流れ →

この時間は委任者が、  
自分の考えや思いを、受任者に伝えることができる期間  
例えば、通り一遍の代理権目録には表れない  
「どのような介護サービスを希望するのか」  
「どのような状態になったら施設に行こうと思っているのか」  
などを伝えることができる。

医療に関することであれば、任意後見契約書の公正証書  
のほかに「医療に関する事前指示書」などを作成する  
という方法もある。

そのほか「ライフプラン」などもある

医療に関する事前指示書やライフプランなどは  
この期間のなかで、随時アップデートしていけばよい。

任意後見監督人選任申立てをする＝任意後見契約の発効

任意後見受任者が任意後見人になる



本人死亡で終了

この利点「任意後見契約締結後、発効までの期間がある」故の問題点は何か？



それは「任意後見の発効の有無」に係ること

平成27（2015）年に、任意後見の契約締結数が1万件を超えた。  
（法務省 登記統計より：2015年 10,704件）  
その後、変動があるが令和2（2020）年は、11,717件。

一方で、その間の任意後見監督人選任申立て  
（つまり任意後見の発効申立て）は、年800件に満たない。



もちろん、契約時と発効時は同じではないので、同年で比較はできない。  
また、発効せずに終了するケースもある。  
しかし、発効数が少なすぎるのではないか、という懸念がある。



適切に発効させることが必要

# 任意後見の発効

## 09 任意後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



任意後見受任者は、  
適切に任意後見監督人選任申立てをすることが必要

しかし、本人が、それを認めるか？  
任意後見の発効には、原則、本人の同意が必要

発効のタイミング = 判断能力の低下したことを、  
どうやってつかむか？



一つの方法として「見守り契約」



任意後見契約を締結する



見守り契約など

委任者・受任者間の理解を深める時間にできる



この時間の流れ

「医療に関する事前指示書」「ライフプラン」等の  
アップデートができる



任意後見発効のタイミングをつかむため

委任者と受任者が定期的に連  
絡をとりあう

電話や面談の組み合わせ

任意後見監督人選任申立てをする＝任意後見契約の発効

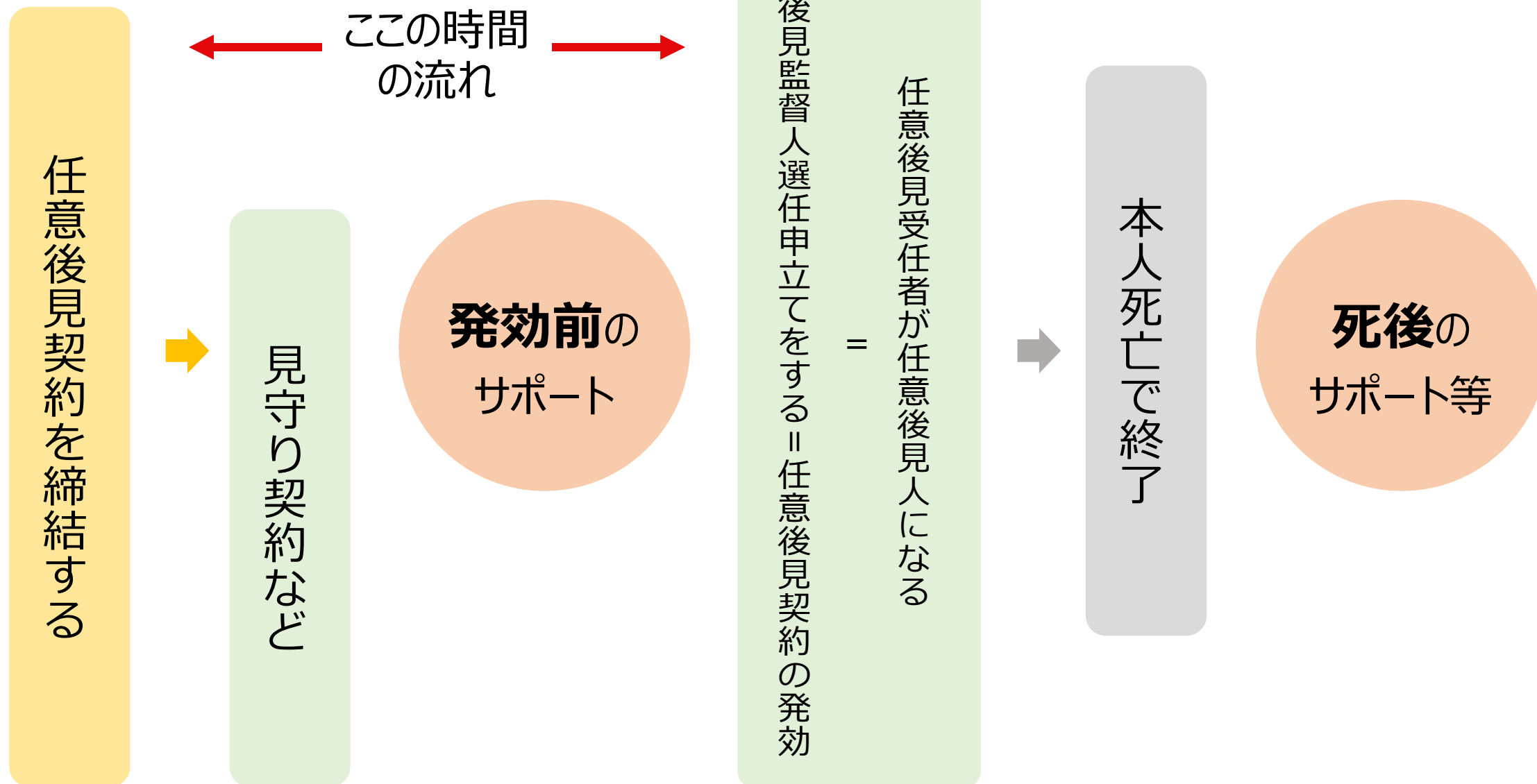
=

任意後見受任者が任意後見人になる



本人死亡で終了

## 任意後見契約を補完する契約等



任意後見契約を締結する



見守り契約など



財産管理等委任契約



任意後見監督人選任申立てをする＝任意後見契約の発効

任意後見受任者が任意後見人になる



本人死亡

委任者・受任者間の理解を深める時間にできる



この時間の流れ

「医療に関する事前指示書」「ライフプラン」等のアップデートができる

任意後見発効の  
タイミングをつかむため

\* 判断能力に問題はないが金銭管理等が必要な事態

(注意) 任意代理人を監督するのは自分だけ

\* 管理する財産や代理権の範囲を制限する必要あり



任意後見契約を締結する

委任者・受任者間の理解を深める時間にできる

← この時間の流れ →

「医療に関する事前指示書」  
「ライフプラン」等のアップデートができる

任意後見発効の  
タイミングをつかむため

見守り契約など

財産管理等  
委任契約

\* 判断能力に問題はないが金銭  
管理等が必要な事態

(注意) 任意代理人を監督する  
のは自分だけ

\* 管理する財産や代理権の範囲  
を制限する必要あり

任意後見監督人選任申立てをする⇨任意後見契約の発効

=

任意後見受任者が任意後見人になる

本人死亡

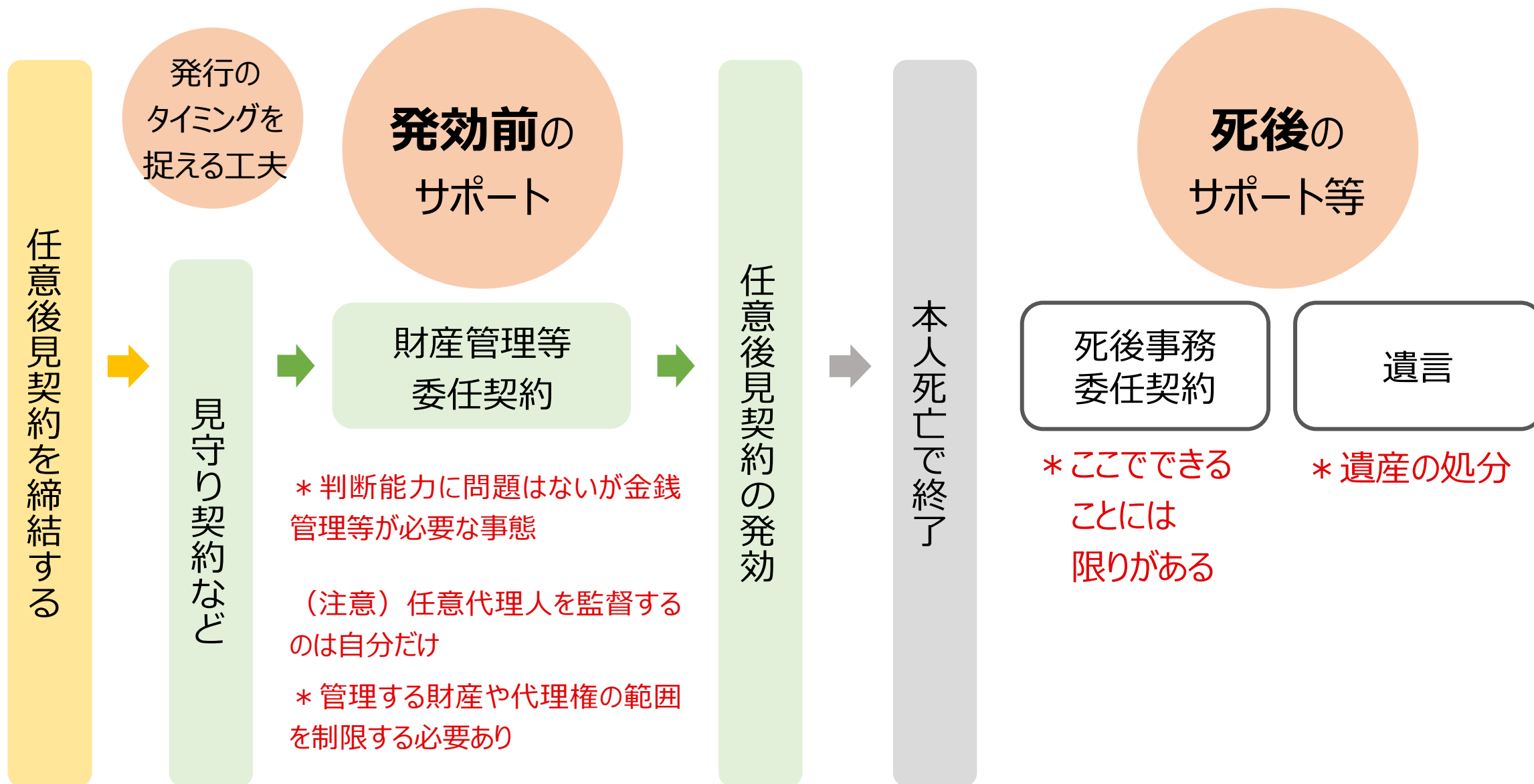
死後事務委任契約

遺言

\* ここでできることには  
限りがある

\* 遺産の処分

## 任意後見契約と任意後見契約を補完する契約等



# 任意後見の利用法（死後のことは除く）

## I 将来型

任意後見契約だけを締結

将来、判断能力が不十分になった後の支援だけでよい場合

## II 移行型

任意後見契約と財産管理等委任契約を締結

判断能力のある今から支援を受けられるようにしておきたい場合

## III 即効型

任意後見契約締結後、速やかに任意後見監督人選任申立てをする

➡ これは、任意後見契約時にすでに判断能力が減退しているということ  
この場合には、基本的には「補助」を利用、と考える。

ただ、「自分で決める」という任意後見の最大の利点、「誰に」頼みたいか、を廃除できないとも考える。  
即効型を利用する場合は、より慎重さが求められる。

但し、左記 I, II においては、  
見守り契約に限りませんが、  
任意後見発効のタイミングを  
つかむための手段を講じてお  
くことは必要

# 任意後見等検討にあたっての留意事項

---

- 1. 本人の求めていることは何か**
- 2. 契約であること**
- 3. 任意後見に係る費用**
- 4. 任意後見人はできないこと**
- 5. 代理権を定めるあたって**

# 任意後見等検討にあたっての留意事項

---

**6. 財産管理等委任契約を利用する場合**

**7. 受任者について**

**8. 発効について**

**9. 任意後見と法定後見の相互関係**

**10. 親族等とのかかわり**